

旭川市公立大学法人評価委員会条例の制定について

旭川市公立大学法人評価委員会条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、旭川市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 特別の事務を処理させるため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事務の処理が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事務について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市公立大学法人評価委員会に関し必要な事項を定めるために、この条例を制定しようとするものである。